

第3期門川町障がい者活躍推進計画

令和8年3月

I はじめに 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本町では、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)等に基づき、令和2年4月に「門川町障がい者活躍推進計画」を策定し、障がい者雇用の推進と働きやすい職場環境の整備などに取り組んできました。

このたび、第2期の計画期間が令和7年度末をもって終了することに伴い、障がいのある職員の定着・活躍に向けた取組をより一層推進し、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを目指し、本計画を策定しました。

引き続き、障がいのある職員一人ひとりが障がいの特性や個性に応じた能力を発揮し、活躍できる職場づくりの推進に一層取り組んでまいります。

2 計画策定機関及び任命権者

障がい者活躍推進計画は、任命権者ごとに作成する必要がありますが本町においては、役場全体で障がい者の活躍推進に向けた取組を推進するため、各任命権者が連名で計画策定を行います。

機関名	任命権者
門川町長部局	門川町長
門川町教育委員会	門川町教育長

3 計画の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

Ⅱ 計画の達成目標

本町における障がいのある職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

1 採用に関する目標

(1) 障がい者雇用率

機関名	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和12年度)
町長部局	2.52%	3.0%以上	3.0%以上
教育委員会	2.41%	2.9%以上	2.9%以上

【評価方法】

毎年の任免状況通報による把握・進捗管理を行います。

(2) 障がい者定着率

現況値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和12年度)
100%	100%	100%

【評価方法】

面談や毎年の任免状況通報時に定着状況の把握を行います。

(3) 満足度

目標値 (令和8年度)	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)
85%	100%	100%

【評価方法】

毎年4月時点で在籍している障がい者(新規採用を除く)に対し、アンケートを調査を実施し、把握・進捗管理を行う。

Ⅲ 行動計画の推進体制

1 組織面

(1) 障害者雇用推進者の配置

障がい者の雇用の促進及び継続を図る障害者雇用推進者として、総務課長及び教育課長を選任します。

(2) 障害者職業生活相談員の配置

職業生活全般の相談・指導を行う障害者職業生活相談員を選任し、定期的な面談等の相談業務を行います。

(3) 外部関係機関との連携体制

障がいのある職員の支援に関し、組織内のサポート体制を整備するとともに、外部の関係機関(宮崎労働局、日向公共職業安定所、その他障がいのある職員が利用している支援機関等)との連携体制を構築し、役割分担等を整理・明確化にします。

2 人材面

障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)は、障がいへの理解を深め、障がいのある職員を適切に支援するため、選任された年度内に障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。

Ⅳ 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がいのある職員(採用者も含む。)と面談等の機会を通じて、業務能力や適性に応じて、本人にあった業務の割振り又は職場への配置を行います。

各部局での業務の切り出しを行い、障がいの特性や、個性に応じた能力を発揮できる業務を創出します。

V 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

1 職場環境

職場環境や就労支援機器等について、障がいのある職員からの要望を踏まえ、可能な範囲で環境整備を検討していきます。

2 募集・採用

採用選考に当たり、障がいの種類や程度に応じ、実施内容を変更するなど、必要に応じて個別に配慮します。

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないこととします。

- ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定すること。
- ・「自力で通勤できること」といった条件を設定すること。
- ・「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定すること。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施すること。

3 働き方

時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進に係る取組を推進します。

4 キャリア形成

研修等により、実務能力や専門性の向上を図ります。また、参加する障がい者の特性等にあわせた配慮を可能な範囲で行います。

VI その他

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。